

## 第4章 文化財の保存・活用の基本理念と課題・方針

### 第1節 文化財の保存・活用の基本理念

#### 1 基本理念

本計画では、文化財行政とまちづくり行政及びその他の関係部署が連携し、歴史文化を生かしたまちづくりを進めていくことが求められます。

加えて、文化財の保存・活用は、行政だけで対応できるものではなく、所有者等や関係団体、市民・地域活動団体など、地域ぐるみで取り組むことが重要であり、そのためには、市民等の文化財への関心を喚起し、理解につながる簡潔な考え方を提示することが求められます。

このため、文化財の保存・活用の基本理念とそれから導き出される取組に関わるキーワードを設定します。

#### 【福山市における文化財の保存・活用の基本理念】

**『瀬戸内の潮目に育まれた先進性と交流の気質、  
そして数々の困難を乗り越えてきた英知を伝える歴史文化』  
～人を育て、市民・地域で再発見し、守り、生かし、未来へ伝えよう～**

福山市の歴史文化の継承及び価値の顕在化・活用に向け、それを支える人を育てながら、地域社会総ぐるみで文化財や歴史文化を再発見し、それらを守り、生かし、未来へ伝えます。

#### ＜取組に関わる5つのキーワード＞

- 人づくり
- 守る

- みんな（市民・地域）
- 調べる（再発見）
- 生かす

## 2 めざす目標

文化財の保存・活用の基本理念に基づき取組していくため、その柱となる目標を、基本理念のキーワードを踏まえて、次のように設定します。これらのうち、「人づくり」は全体に共通する目標となります。

また、共通する目標を除く5つの目標は「第2節 文化財の保存・活用の方針」における大方針とし、そのもとに分野別方針を設定します。

### ●目標1：文化財を調べる→大方針1：文化財の把握・調査の充実

市民参加により多くの文化財が把握され、計画的に専門的な調査が進み、その成果が市民等と共有されることをめざします。

### ●目標2：文化財を守り生かす→大方針2：文化財の保存・活用の推進

市民の文化財に対する関心や理解が高まり、所有者等や行政に加え、市民・地域活動団体等による文化財の保存・活用の取組が各地で行われることをめざします。

### ●目標3：文化財を総合的・一体的に保存・活用する→大方針3：文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化の推進

文化財をストーリー等をつないだり、周辺環境を含めて面的に保存・活用したりして、より文化の薫りの高い環境を整えることで、まちづくりや観光振興などを通じた地域の活性化をめざします。

### ●目標4：文化財を災害等から守る→大方針4：文化財の危機管理の機能強化

文化財の所有者等や行政、市民・地域活動団体等が連携して、文化財を災害や犯罪等から守る取組が行われ、いざというときには文化財レスキュー<sup>※1</sup>にも対応できる体制の整備をめざします。

### ●目標5：文化財の保存・活用をみんなで支える→大方針5：文化財の保存・活用を支える体制の確立

行政、文化財の所有者等、市民・地域活動団体等、更には市外の人材・団体、関係機関の協力・支援、連携のもとに、文化財を守り、生かす体制の整備をめざします。

### ●共通する目標：人づくり→すべての大方針に関係

文化財に関する取組を通じて、その価値や大切さを伝え、市民の福山市や地域への愛着が醸成されることで、文化財を守り、生かし、次代に伝える人を育てることをめざします。

---

※1 文化財レスキュー

自然災害により被災した美術工芸品を中心とする文化財等を緊急に保全し、廃棄・散逸や盗難の被害から防ぐための取組。

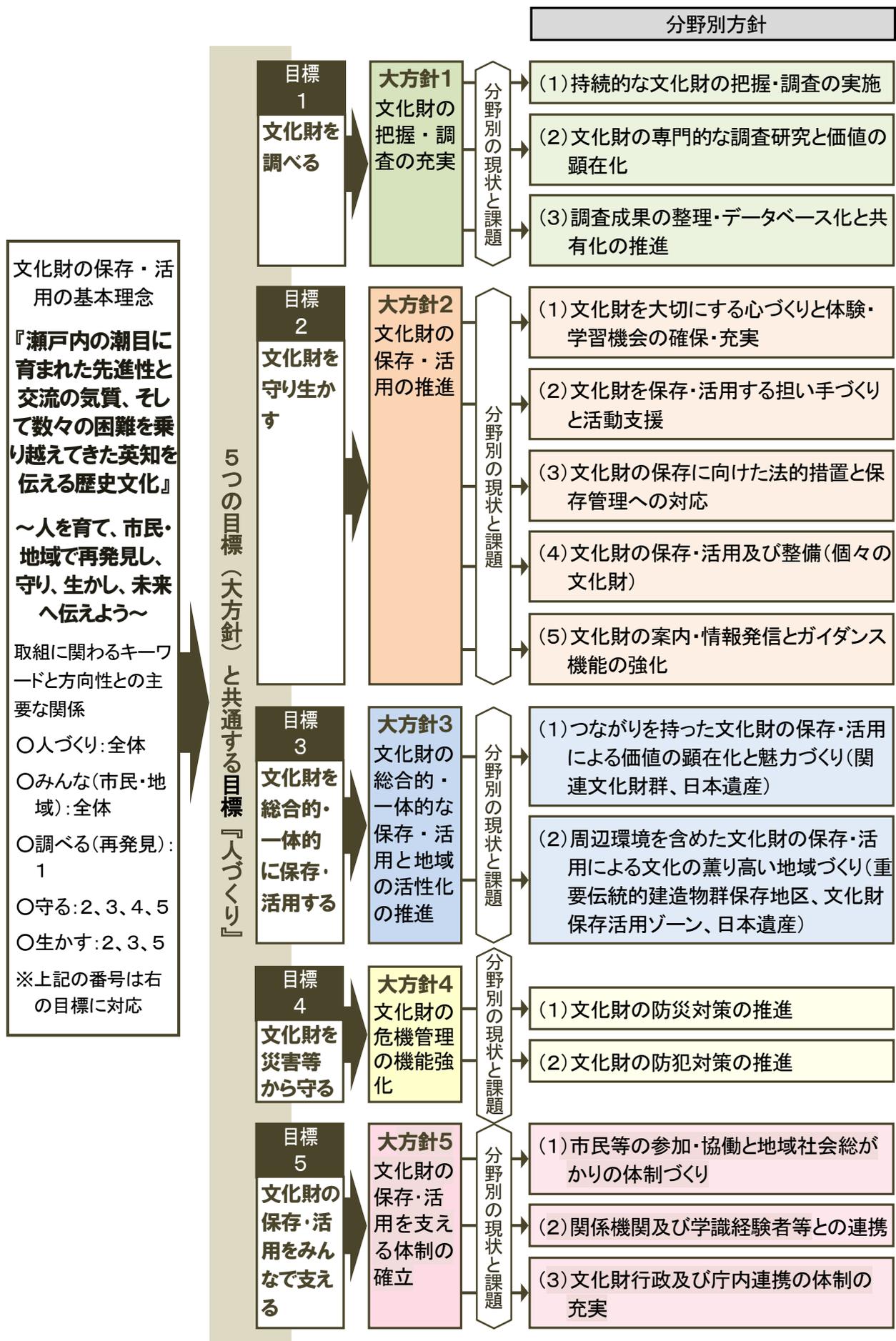


図4-1 基本理念と課題・方針

## 第2節 文化財の保存・活用に関する課題及び方針

めざす目標から設定した5つの大方針と大方針を支える分野別方針を設定し、それらごとに課題を整理し、方針の内容を明らかにします。

なお、課題については、その背景を示すために「これまでの取組と現状」を整理します。

### 1 文化財の把握・調査の充実（大方針1）

#### （1）持続的な文化財の把握・調査の充実（分野別方針1-1）

##### 【これまでの取組と現状】

福山市では、これまで公民館を対象とした文化財把握のアンケート調査、文化財保護指導員による辻堂・地神の調査を行っています。

これら調査を通じて、文化財の把握調査は行政だけでできるものではなく、それぞれの地域について詳しい市民の協力と参加の重要性を再認識することになりました。

文化財の把握調査は建造物や遺跡など進んでいるものがある一方で、社寺・個人所有の美術工芸品や無形の文化財、伝統産業に関わる有形の民俗文化財、動物・植物・地質鉱物、文化的景観、軀以外の伝統的建造物群は限定的なものとなっています。アンケート調査などで把握した文化財に関しても、現存の有無や所在地、現状などを確認できていないものがあります。

##### 【課題】

- ・文化財の総合的把握に関しては、美術工芸品、有形の民俗文化財、動物・植物・地質鉱物、文化的景観、伝統的建造物群等の調査が不十分です。
- ・市民参加による文化財の把握調査を進めるための仕組み・制度は、まだ確立できていません。

##### 【方針】

#### 1 市民参加による文化財の再発見の仕組みづくりと未指定文化財の把握

- 市民や関係団体、学識経験者、研究機関などの協力と参加を得ながら、中長期的な視点を持って、計画的かつ継続的に調査が不十分な文化財（美術工芸品、有形の民俗文化財、動物・植物・地質鉱物、文化的景観、伝統的建造物群等）を優先して把握調査に取り組みます。
- その中では、市民自らが再発見し、大切にしたいと思う文化財の保存・活用を支援する仕組みづくりを検討します。

#### （2）文化財の専門的な調査研究と価値の顕在化（分野別方針1-2）

##### 【これまでの取組と現状】

福山市ではこれまでに様々な文化財調査を行ってきたことが、1960年(昭和35年)から毎年発行している『福山市文化財年報』及び各市町史、広島県教育委員会が県内全域で実施した文化財調査等で確認できます。しかし、分野や地域で調査内容に偏りがあります。

市全体では、開発工事に伴い試掘・確認・発掘調査などの対応が必要な埋蔵文化財、日常的に触れる機会が多い建造物や石造物については調査が進んでいます。

一方で、社寺・個人所蔵の美術工芸品や伝統芸能などの無形の文化財は現状を把握しにくいため調査が進んでいません。加えて、庭園などの名勝地や動物、植物、地質鉱物などの自然分野についても、詳細な調査が行われていません。

さらに、福山市には 350 件の指定等文化財があります。これらの専門的な調査は一部に限られ、更なる内容の解明・掘り下げが求められる文化財が多数あります。また、現時点で把握している未指定文化財についても、指定等により保存・活用が期待されるものがあります。

加えて、福山市には、市立の博物館・資料館等が多数あり、収蔵・所蔵品も膨大な数となります。

#### 【課題】

- ・これまでの文化財調査の成果等を踏まえ、分野や文化財類型ごとの優先順位を考慮した専門的な調査の計画が作成されていません。
- ・福山市立の博物館・資料館等の収蔵品の統一的な台帳の作成はできておらず、それらの中には内容や価値の把握が十分でないものがあります。
- ・文化財の専門的調査は、大学等研究機関や学識経験者等の支援や参加が不可欠であり、これまで調査ができていない分野を含めた調査研究体制の構築、及び調査によって明らかになった価値の顕在化は十分ではありません。

#### 【方針】

##### 1 分野別の文化財の専門的な調査研究の推進

○学識経験者等の協力や参加のもとに、文化財指定等を考慮しつつ、未指定文化財を含めて計画的に文化財の専門的な調査に取り組みます。

##### 2 資料館・博物館等の収蔵資料の整理・調査

○博物館・資料館等で収蔵している文化財を再確認し、台帳等を作成するとともに、内容や価値の調査を進めます。

##### 3 文化財の調査研究に基づいた価値の顕在化の取組

○指定等文化財を中心に、未解明の事項や価値の更なる把握に取り組むための専門的調査や研究を進めるとともに、明らかにされた価値の顕在化に取り組みます。

### (3) 調査成果の整理・データベース化と共有化の推進（分野別方針 1－3）

#### 【これまでの取組と現状】

これまで本市では、指定等文化財については、表形式で一覧データを作成し、その情報を市ホームページで紹介しています。

未指定文化財については、把握調査を実施した辻堂・地神は、名称、所在地、概要などをデータ管理していますが、これらは未指定文化財の一部であり、情報量も限定されています。

専門的調査については、その多くは報告書等で取りまとめているますが、市ホームページ等での公開は一部となっています。

#### 【課題】

- ・文化財の把握調査や専門的な調査研究の結果の体系的な整理、及びデータベース化はできていません。
- ・専門的調査の成果をまとめた報告書や現地説明会などの資料の公開が市内図書館などに限定されており、成果や価値を市民等に分かりやすく伝えるための取組が不十分です。

#### 【方針】

##### 1 情報の一元管理・文化財データベースの構築

○文化財の把握や専門的な調査を通じて得た成果は分類・整理し、一元管理を図るとともに、検索可能な形でのデータベース化・地図情報化に努め、広く情報の公開と共有化を

進めます。

## 2 調査成果等の公開

○文化財の調査成果は報告書や資料としてまとめて公開し、文化財マップに反映するとともに、巡回展や現地説明会等の実施に取り組みます。

## 2 文化財の保存・活用の推進（大方針2）

### （1）文化財を大切に作る心づくりと体験・学習機会の確保・充実（分野別方針2-1）

#### 【これまでの取組と現状】

文化財は、歴史と文化の伝承や学び、地域を愛する・誇りに思う心の醸成、地域の魅力づくり、観光資源としての活用など、文化財的価値の保存だけではなく、市民生活や地域活動、産業活動にもつながる多様な役割を持っています。

また、文化財の保存・活用は、行政だけで担うには限界があり、市民等の理解と協力、そして担い手としての参加が不可欠です。

福山市においては、広報ふくやまの1993年(平成5年)7月号から現地見学できる市内の文化財を未指定文化財も含めて紹介する『歴史散歩』を連載してきました。また、庁内各部署、市内の博物館・資料館、更には地域活動団体の企画による講演会や文化財めぐり、文化財の公開などが開催されています。生涯学習では市まちづくり出前講座のプログラム「福山市の歴史と文化財について」、「福山の歴史講座」などが市民に幅広く活用されています。また、教育委員会により小中学校で副読本を活用した郷土学習が行われています。

#### 【課題】

- ・市民等への文化財に関する情報提供や啓発に様々な場面で取り組んでいますが、SNSの活用などを含め、より多様な発信方法の活用は十分ではありません。
- ・子どもたちに文化財の価値や魅力を伝える取組は学校教育で行われていますが、その効果は限定的です。
- ・文化財に関する講演会等を実施していますが、周知が十分ではないため出前講座の利用は限定的です。
- ・文化財めぐりや様々な体験機会を確保していますが、新たな参加者の獲得につながるなど効果的な取組ができていません。

#### 【方針】

##### 1 文化財情報の共有化と文化財保護の啓発

○文化財に関する情報をホームページやSNS等を含め、多様な手段と媒体で発信し、市民等の文化財への関心や文化財保護意識の醸成につなげます。

##### 2 文化財を生かしたふるさと教育の推進

○学校教育において、総合学習や給食等を含め多様な場面で文化財の活用を進め、ふるさと教育の充実を図ります。

##### 3 文化財や歴史に関わる講演会・講座等の開催

○市民のニーズの把握に努めつつ、歴史や文化財に関する講演会等を継続的に開催するとともに、出前講座の充実と活用の促進を図ります。

##### 4 文化財めぐり等の体験機会の確保・充実

○実際に現地を訪ねる文化財めぐり、また、特定の文化財を体験し、学ぶことのできる機会の確保・充実に取り組みます。

## (2) 文化財を保存・活用する担い手づくりと活動支援（分野別方針2-2）

### 【これまでの取組と現状】

有形・無形の文化財を守り、生かすのは所有者や担い手をはじめ、それを支える市民等の理解と協力も大きな支えとなります。また、無形の文化財は、その担い手がいてはじめて成り立つものですが、担い手の高齢化や後継者不足が指摘されています。

福山市においては、指定等文化財の日常的な維持管理は、所有者により行われていますが、定期的な清掃や草刈りが必要な史跡については、地元の住民や保存団体等と連携して維持管理を行っています。加えて、現地確認できる指定等文化財については文化財保護指導員による巡視を年2回実施し、文化財の毀損や管理状況などについて報告を受け、文化財の現況把握を行っています。

未指定文化財については、辻堂・地神の現地調査で地域での維持管理状況の一部が把握できましたが、聞き取り調査により高齢化による担い手や後継者不足という課題が浮き彫りになりました。

一方、主として活用面については、複数の地域・地区で文化財に関する観光ガイド・ボランティアガイド、文化財を生かしたまちづくりと地域の活性化が行われています。

### 【課題】

- ・指定・未指定の文化財に関わらず、文化財の保存管理等が適切に行われるための後継者等や日常的な維持管理の担い手などの確保と育成が十分ではありません。
- ・地域住民をはじめとした市民等の主体的な参加を促す仕組みづくりができていません。
- ・文化財等のガイドなどを行っている団体がありますが、一部の地区に限られています。

### 【方針】

#### 1 文化財の保存・活用に関わる担い手・団体の育成

○文化財の所有者・保持者等を支援するとともに、文化財の保存・活用の担い手の確保・育成、及び関係者・団体の連携に取り組みます。

#### 2 市民による文化財の保存・活用を支援する仕組みづくり

○文化財の保存・活用に市民・地域活動団体等の参加を促進する仕組みの充実や創設に取り組みます。

#### 3 歴史文化ガイドの育成・支援

○市民・地域活動団体等及び関係団体と連携し、文化財を案内したり、観光振興やまちづくり等に生かしたりするガイドの確保・育成や活動の支援に努めます。

## (3) 文化財の保存に向けた法的措置と保存管理への対応（分野別方針2-3）

### 【これまでの取組と現状】

福山市には、2024年（令和6年）3月11日現在、350件の指定等文化財があります。これらは文化財保護法、広島県文化財保護条例、福山市文化財保護条例等により保護が図られています。また、文化財保護指導員による巡視、文化財の所有者等との連絡・確認などを行っています。

一方、未指定文化財については、所有者や地域住民等により個々に守り、生かされる場合が多数ありますが、毀損・滅失し、継承されなかったものも少なくありません。

### 【課題】

- ・価値が高いと推定される未指定文化財について、指定・登録を推進するための取組がで

きていません。

- ・福山市では文化財保護指導員の制度を取り入れていますが、文化財保護指導員や地域と連携した巡視・啓発の実施が限られています。
- ・指定・未指定を問わず、文化財の所有者等との連携が重要ですが、特に未指定文化財については、これまで一部を除き文化財の保存・活用に関する連携を行っていません。

#### 【方針】

##### 1 文化財の指定等への対応

○未指定文化財の専門的な調査と合わせて、計画的に文化財指定等に取り組みます。

##### 2 文化財保護指導員との連携

○文化財保護指導員との連携を図り、未指定文化財を含め、文化財のパトロールや調査・点検などに取り組みます。

##### 3 文化財の所有者等との連携

○未指定文化財を含め、文化財の所有者等との連携に努め、文化財の保存・活用を促進します。

#### (4) 文化財の保存・活用及び整備（個々の文化財）（分野別方針2-4）

##### 【これまでの取組と現状】

福山市では、指定等文化財を中心に保存・活用に取り組んでいます。特に、国指定等文化財については、建造物の保存修理、史跡の保存整備の事例が多数あります。

鞆においては、太田家住宅朝宗亭や沼名前神社能舞台などの建造物保存修理、朝鮮通信使遺跡鞆福禅寺境内ではガイダンス施設整備など史跡の保存整備が行われています。また、伝統的な建造物を活用して「鞆町並み保存拠点施設（鞆てらす）」（2022年（令和4年）7月30日オープン）を整備し、町並み保存の推進や地域住民と来訪者の交流の場、観光の周遊拠点としています。

福山城に関しては、「令和の大普請」として、天守の耐震改修と外観の復元的整備を中心に夜間景観照明や周辺の道路整備などのハード整備と、福山城の魅力を様々な角度から発信するソフト事業の2つを柱に、福山城や本市の歴史・文化を見つめ直し、魅力を次代につなげる築城400年記念事業に取り組みました。

県・市指定文化財においても、保存修理・整備が行われています。また、これまでの各種調査等で収集された文化財は、収蔵施設等で保管され、展示などに活用されています。

##### 【課題】

- ・整備を含めた文化財の保存・活用を進めるうえで、財源と人員が限られています。
- ・有形文化財（美術工芸品）や有形の民俗文化財、埋蔵文化財などの収蔵施設に限界があります。
- ・文化財の保存整備は、多額の費用が必要なため、財源の確保が難しくなります。

##### 【方針】

##### 1 文化財の保存・整備

○指定等文化財については、優先順位を設定し、計画的に保存整備を行うとともに、整備した文化財の維持管理・活用に取り組みます。

○収蔵・保管の場の確保・拡充に取り組みます。

○文化財の保存・活用の財源確保に努めるとともに、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用及び基金の創設に取り組みます。

## (5) 文化財の案内・情報発信とガイド機能の強化（分野別方針2-5）

### 【これまでの取組と現状】

福山市の行政情報や観光案内については、福山市及び福山観光コンベンション協会のホームページ、観光パンフレット等を通じて行っています。

文化財の面でのICT（情報通信技術）の活用は、市ホームページでの指定等文化財の解説などにとどまっています。

文化財に関するガイド機能については、上記の情報発信と合わせて、県立を含め各種博物館・資料館があり、鞆においては「鞆町町並み保存拠点施設（鞆てらす）」もできています。また、指定等文化財を中心に多数の説明板等を設置していますが、一部では老朽化や破損、情報が古くなったものがあります。

こうした文化財に関する情報発信において、外国語対応は一部に限られています。

### 【課題】

- ・文化財を現地で説明・案内するサイン類は、指定等文化財の一部については整備が進んでいますが、多言語化やデザインの統一化などは限定的です。
- ・DX<sup>※1</sup>の観点を持ちつつ、ICTを活用した文化財の情報発信は、本市ホームページ等に限定されています。
- ・文化財を理解したり、体験したりするには、現地に行くことが効果的ですが、現地への案内板や誘導板などの整備が十分ではありません。

### 【方針】

#### 1 説明板・案内板等のサイン類の計画的な整備

○景観等を考慮して説明板等のサイン類を計画的に整備するとともに、多言語化に取り組みます。

#### 2 ICTを活用した情報発信の充実・強化

○本市ホームページやSNS等を活用した情報発信を進めるとともに、VR・AR等の最新技術の活用を検討します。

#### 3 文化財へのアクセス・誘導板の充実

○文化財へのアクセスが容易となるよう、市民・地域活動団体等、及び道路管理者等と連携した誘導板の整備に努めるとともに、ICTの活用を含め文化財マップの充実を図ります。

---

※1 DX（Digital Transformation／デジタルトランスフォーメーション）  
デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。

### 3 文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化の推進（大方針3）

#### (1) つながりを持った文化財の保存・活用による価値の顕在化と魅力づくり（関連文化財群、日本遺産）（分野別方針3-1）

##### 【これまでの取組と現状】

福山市では16の関連文化財群<sup>\*1</sup>を設定しています（第3章第2節を参照）。

文化財の価値や魅力（個の魅力）に加え、文化財相互をつなぐことにより、相乗効果や新たな魅力（群の魅力）を発揮することが期待できますが、現時点ではその取組の推進は一部に限られています。

また、日本遺産もつながりを持った文化財の活用であり、本市においては「瀬戸の夕凧が包む国内随一の近世港町 ～セピア色の港町に日常が溶け込む鞆の浦～」が認定され、官民連携で観光振興等に取り組んでいます。

##### 【課題】

- ・関連文化財群を実際に活用するためには、マップ等の作成・普及が効果的と考えられますが、その作成は限定的です。
- ・日本遺産については、庁内や官民が連携した観光振興等や関連文化財群の観点からの情報発信が十分ではありません。
- ・古墳、海道や街道、築城や城下町、学問などの歴史文化の特性については、関係する文化財の整備や活用が進みつつありますが、関連文化財群としての取組は限定的です。
- ・関連文化財群の意味や役割などに関して、市民への周知ができていません。

##### 【方針】

###### 1 関連文化財群の推進に向けた取組

- 関連文化財群のストーリーや周遊ルート、構成文化財等を紹介するマップ等の作成と普及に取り組めます。
- 日本遺産については、関連文化財の観点から、関係する文化財とのネットワークの構築を図りつつ、情報発信の強化に取り組めます。
- 文化財の整備や活用を進めている古墳、港町、街道、福山城、学問に関して、関連文化財群としての取組を進めるとともに、他の関連文化財群への波及に努めます。
- 関連文化財群について、市民への周知を図り、市民・地域活動団体と連携して取組の機運の醸成に努めます。

#### (2) 周辺環境を含めた文化財の保存・活用による文化の薫り高い地域づくり（重要伝統的建造物群保存地区、文化財保存活用ゾーン、日本遺産）（分野別方針3-2）

##### 【これまでの取組と現状】

福山市では9つの文化財保存活用ゾーンを設定しています（第3章第2節を参照）。

このゾーンは、文化財（群）をその周辺環境も含めて面的に保存・活用する戦略的な計画範囲であると同時に関連文化財群とともに、文化財の総合的・一体的な把握と保存・活用するための方策です。

9つの文化財保存活用ゾーンのうち、面的な取組が進みつつあるのは、福山城跡一帯から「ばら公園」のエリア、鞆地区（重要伝統的建造物群保存地区やその周辺）であり、神辺町においても廉塾ならびに菅茶山旧宅の周辺などでの取組が行われつつあります。

##### 【課題】

- ・福山市鞆町伝統的建造物群保存地区は、文化財保存活用ゾーンの核として役割が期待さ

れますが、その価値や魅力を向上させる取組や情報発信などが限定的です。

- ・文化財が集積する鞆一帯、福山城跡一帯、神辺の町並みは、文化財の整備や活用が進みつつありますが、文化財保存活用ゾーンとしての面的な活用は一部に限られています。
- ・文化財保存活用ゾーンの意味や役割などに関して、市民への周知は進んでいません。

#### 【方針】

##### 1 重要伝統的建造物群保存地区の保存対策とまちづくり（鞆）

○福山市鞆町伝統的建造物群保存地区においては、修理・修景事業などの取組を引き続き進めます。

##### 2 文化財保存活用ゾーンの推進に向けた取組

○鞆においては、福山市鞆町伝統的建造物群保存地区を中心に、文化財保存活用ゾーン（南部臨海地区の一部）としての文化財の保存・活用を進めます。

○福山城跡周辺においては、文化財保存活用ゾーン（中央地区の一部）としても、福山城跡や明王院の保存整備、他の文化財とのネットワーク化など、中心市街地の活性化に向けて取り組めます。

○神辺町の近世山陽道沿いの町並みについては、廉塾ならびに菅茶山旧宅や神辺本陣の保存整備を中心に、文化財保存活用ゾーン（北東部地区の一部）としての文化財の保存・活用を進めます。

○文化財保存活用ゾーンについて、市民への周知を図り、市民・地域活動団体と連携して取組の機運の醸成に努めます。

#### 4 文化財の危機管理の機能強化（大方針4）

##### （1）文化財の防災対策の推進（分野別方針4－1）

#### 【これまでの取組と現状】

福山市は多様な地形条件を備えており、それらにより風光明媚な景観を見ることが出来ます。

一方で、これまで度々、洪水や土砂災害が発生し、市内の各所に土砂災害警戒区域・特別警戒区域等が指定されています。また、臨海部や島嶼部では津波及び高潮による浸水が懸念されています。

地震に関しても度々、震度3以上が発生し、この四半世紀で見ると2000年(平成12年)の鳥取県西部地震及び2001年(平成13年)の芸予地震では本市の最大震度は5弱となっています。

災害の危険性に関して、本市では津波、土砂災害、洪水、地震、ため池、貯水池に関するハザードマップを作成し公開しています。

こうした自然災害の危険性のある地域に多くの文化財が存在しています。

加えて、本市の火災の発生状況をみると、近年（2019年～2021年）は年間90件前後で推移しています。特に伝統的建造物群保存地区のある鞆など、木造家屋の密集した地区などにおいては火災や延焼の危険性は高いといえます。

#### 【課題】

- ・文化財の防災意識の向上に関しては、文化財防火デーにおける消防訓練、指定等文化財の所有者との連携、広報等での啓発などに取り組んでいますが、未指定文化財を含め文化財の所有者及び市民等に十分に伝わっていません。
- ・福山市鞆町伝統的建造物群保存地区においては防災計画を作成していますが、その取組

は限定的です。

- ・指定等文化財については、所有者等と連携し、ソフト・ハードの両面から防災対策を講じる必要がありますが、その対策は限定的です。
- ・文化財を対象とした防災訓練は、文化財防火デー以外では、鞆などの一部に限られています。

## 【方針】

### 1 文化財の防災意識の醸成

- ・文化財防火デー以外においても、様々な機会を通じて、文化財の防災に関する啓発を行い、文化財の所有者、市民等の防災意識の醸成に努めます。
- ・国・県が作成した文化財の防災に関するマニュアル等を踏まえ、文化財の所有者等への周知や学習機会の確保に取り組みます。
- ・これまでの災害の歴史などを分かりやすくまとめた災害史を作成し、市民等への周知に取り組みます。

### 2 重要伝統的建造物群保存地区における防災対策

- ・福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画に基づき、文化財の所有者、住民・地域活動団体等と連携し、防災対策を計画的に実施します。

### 3 指定・登録文化財の防災対策（防止、避難、緊急時対応、復旧等）

- ・指定等文化財を災害から守るため、文化財災害対応マニュアルを作成し、ソフト・ハードの両面から防災対策を進めます。

### 4 防災訓練の実施

- ・文化財防火デーにおいては、文化財の所有者、住民・地域活動団体等及び消防と連携し、文化財防火訓練を継続して実施します。

## (2) 文化財の防犯対策の推進（分野別方針4－2）

### 【これまでの取組と現状】

福山市の刑法犯の認知件数をみると、2021年(令和3年)には1,927件となっており、窃盗、器物損壊、侵入窃盗、車上ねらいなどが上位を占めています。

本市においては、近年、史跡の無断掘削や文化財建造物の柱や板戸を意図的に傷つけるなどのき損が発生しており、刑法上の器物損壊として取り扱われた案件も発生しています。

### 【課題】

- ・文化財の防犯意識の向上に関しては、指定等文化財の所有者との連携、広報等で啓発などに取り組んでいますが、未指定文化財を含め文化財の所有者及び市民等に十分に伝わっていません。
- ・実際に文化財の防犯対策を行うためには、防犯に関する知識の習得が大切ですが、指定等文化財の所有者との個別的な対応となっており、講習会等の開催は限られています。

### 【方針】

#### 1 文化財の防犯意識の醸成

- 様々な手段・機会を通じて、文化財の防犯に関する啓発を行い、文化財の所有者、市民等の防犯意識の醸成に努めます。
- 美術工芸品実態調査を通じ、所有者等の防犯意識の向上と防犯対策の指導に努めます。
- 指定等文化財の防犯体制及び防犯施設・設備の設置や管理状況を確認し、助言や整備などの適切な対策を講じます。
- 国・県等が作成した文化財の防犯に関するマニュアル等を踏まえ、文化財の所有者等への周知や学習機会の確保に取り組みます。

#### 2 防犯知識の習得

- 国・県の防犯に関するマニュアル等の周知に取り組みます。
- 防災対策と連動させながら、文化財の所有者、市民等に文化財の防犯に関する対策等の講習会の開催を図ります。

## 5 文化財の保存・活用を支える体制の確立（大方針5）

### (1) 市民等の参加・協働と地域社会総がかりの体制づくり（分野別方針5－1）

#### 【これまでの取組と現状】

福山市では、これまで文化財の保存・活用には、所有者等や保存会などの取組が中心となり、幾つかの地区では地域活動団体・関係団体等による清掃活動や観光資源としての活用が行われています。

しかし、文化財の保存・活用は、文化財の所有者等や行政だけで担うには限界があり、特に文化財を生かした観光振興やまちづくりにおいては、市民・関係団体の協力と参加が不可欠です。

今後、少子・高齢化が進み、地域的には人口減少がさらに進むと予測されている中で、文化財の保存・活用はより厳しさを増すと想定され、更なる市民等の協力・参加が重要となります。

#### 【課題】

- ・持続的に文化財の調査及び保存・活用を進めて行くためには、行政、文化財の所有者、関係団体、市民・地域活動団体等の協力・参加及び連携が重要ですが、その仕組みは限定的です。

- ・文化財の保存・活用は、所有者等や行政だけでは限界があり、多様な主体から支援を受けるためのネットワークづくりなどができていません。

#### 【方針】

##### 1 市民等の参加と協働の文化財の保存・活用の体制づくり

- 市民等が参加する文化財調査の仕組みと成果発表等の機会を確保するとともに、文化財の保存・活用を行う団体の支援について検討します。

##### 2 文化財の保存・活用に向けた市内外の支援者等のネットワークづくり

- 文化財の保存・活用に関わる専門家と応援者の確保に取り組み、そうした人材・団体のネットワークの構築に努めます。

### (2) 関係機関及び学識経験者等との連携（分野別方針5－2）

#### 【これまでの取組と現状】

福山市では、これまで文化財の調査や計画策定、事業において、国・県の支援とともに、調査対象となる文化財に関する研究者・専門家、及び大学等研究機関の協力を得てきました。こうした関係機関及び学識経験者等との連携は、文化財の指定等や各種事業の実施などにつながっています。

一方で、美術工芸品や民俗文化財などの調査は限定的であり、調査を行っていない分野もあります。

さらに、指定・未指定の文化財、設定している関連文化財群の中には、市域を超えた関係性を有するものがあります。

#### 【課題】

- ・文化財を通じた、関係する機関や地域・自治体等との連携が一部に限られています。
- ・調査が未実施の分野を含め関係する学識経験者、及びまちづくりや観光振興、情報発信等の専門家の協力・支援を確保し連携するための仕組みづくりが十分ではありません。

#### 【方針】

##### 1 関係機関・自治体との連携

- 引き続き、国（文化庁等）及び関係機関、広島県教育委員会との連携を図ります。
- 福山城や朝鮮通信使などに関係する文化財の活用に向け、関係団体等との連携を図ります。
- 文化財を通じて、関係する地域・自治体等との交流と連携を図ります。
- 地域社会総がかりの体制の要となる各主体が情報の交換と共有化、連携した取組などを行う「福山市文化財保存活用地域計画推進協議会（仮称）」の設立をめざします。

##### 2 大学・学識経験者等との連携

- 文化財の調査や保存修理、計画策定などに関し、学識経験者・専門家、大学等の研究機関の支援が得られるよう、これまでのつながりを生かしながら連携を図ります。
- 文化財を効果的に活用するため、まちづくりや観光・交流、情報発信など様々な分野の専門家の協力・支援の確保とそのためのネットワークづくりに努めます。

### (3) 文化財行政及び市内連携の体制の充実（分野別方針5－3）

#### 【これまでの取組と現状】

文化財行政は、経済環境局文化観光振興部文化振興課が担っており、文化財の指定・解除、文化財に関する調査、管理、保存・活用、整備、日本遺産の推進、文化財関係施設の管理運

営などを行っています。

文化財の保存・活用においては、関係部署と連携を図りながら取組を進めています。

**【課題】**

- ・担当職員のスキルアップを図るとともに文化財行政担当以外の職員を含め、文化財に関する知識や専門的な知識・スキルを有する職員の育成が十分ではありません。
- ・文化財の保存・活用は多面的な分野に関係しますが、庁内の関係部署との連携体制が十分ではありません。

**【方針】**

**1 文化財行政体制の充実・強化**

- 文化財行政を担う職員の確保や資質の向上に努めるとともに、本計画に基づく措置の進行管理に取り組みます。

**2 庁内連携体制の充実・強化**

- 文化財行政と関係する庁内部署との連携を強化し、文化財の保存・活用を進めます。